



785号  
〒144-0052 東京都大田区蒲田 5-10-2  
日港福会館 5階  
Tel 03(3733)5621 Fax 03(3733)5622  
メール rouren@kensu.jp  
ホームページ http://www.kensu.jp/  
全国検数労働組合連合  
書記局



## 11月28日(木) 10:00~11:00 第6回 検数労連24冬季一時金交渉

両協会：これ以上の修正は困難・・・。

要求との関係では不満が残るものの、現到達をもって機関手続きに入る旨を表明。

### 【2024年冬季一時金有額回答(日検協会)】

#### 1. 支給額

##### (1) 職員・雇員

(本給+家族手当) × 乗率 + 都市加算 + α

(211,273+9,855) × 2.20 ヶ月 + 40,128 円 + α

全国平均 526,610 円 + α

##### (2) 試用期間中の職員

{(本給+家族手当) × 乗率 + 都市加算 + α} × 0.8 × 在籍日数 / 180 日

#### 2. 支給日 2024年12月10日

#### 3. 支給対象者 2024年12月10日現在、在籍の職員・雇員

#### 4. 計算期間 2024年6月1日から2024年11月30日までとする。

#### 5. その他の取り扱いは従来通りとする。

以上

### 【2024年冬季一時金有額回答(全日検)】

#### 1. 支給額

##### (1) 職員(本給+役付) × 乗率 + 一律 + α

(233,599 円) × 1.834 + 100,500 円 + α

全国一人平均 528,921 円 + α

|      |   |           |      |           |
|------|---|-----------|------|-----------|
| ① 一律 | = | 1年以上 5年未満 | 全国一律 | 91,000 円  |
|      |   | 10年未満     |      | 95,000 円  |
|      |   | 15年未満     |      | 99,000 円  |
|      |   | 20年未満     |      | 103,000 円 |
|      |   | 25年未満     |      | 107,000 円 |
|      |   | 25年以上     |      | 119,000 円 |

##### ② α = 調整加算

##### (2) 勤続一年未満の職員 本給 × 2.2 ヶ月

##### (3) その他身元

|        |       |      |           |
|--------|-------|------|-----------|
| ① 準職員  | 半年未満  | 全国一律 | 30,000 円  |
|        | 1年未満  | 全国一律 | 60,000 円  |
|        | 5年未満  | 全国一律 | 80,000 円  |
|        | 10年未満 | 全国一律 | 120,000 円 |
|        | 10年以上 | 全国一律 | 140,000 円 |
| ② 契約雇員 |       | 全国一律 | 170,000 円 |

#### 2. 支給日：2024年12月10日(火)

ただし、5 銀行営業日前までの妥結意思表明を条件とする。

#### 3. その他

(1) 支給日当日の在籍者に対し、2024年12月1日現在の身分給与により計算し支給する。

(2) 支給計算期間について

2024年5月1日~2024年10月31日

(3) その他の取扱いは、従来通りとする。

以上

【第6回一時金交渉】  
11月28日(木) 組合は前回の交渉で全日検から有額回答が提示され、あらためて両協会に対して修正回答の提示を求め、交渉を行いました。

【全日検】  
前回の交渉で全日検を取り巻く事業環境を説明し、その中で最大限努力した回答を提示したが、労組から修正回答を求められたことを受け、再度持ち帰り検討した。しかしながら、現回答は現在の事業環境を鑑みたなかで様々な角度から検討を重ねた結果の回答である。

【組合主張】  
組合は両協会から『これ

以上の修正は困難』との回答を受け、休憩を挟み検討。次の主張を行ったうえで現到達をもって機関手続きに入る旨を表明しました。

【両協会に対して】  
本日、修正回答が提示されず不満を残す結果となった。一時金の支給条件である『長期病欠者や通勤災害の支給基準の見直し』について、具体的な前進回答が示されず不満を残す結果となった。

組合が要求していない回答については、日々人員不足の中で職場を支え、奮闘努力している組合員のモチベーションを下げ、休職を挟み検討。次の主張を行ったうえで現到達をもって機関手続きに入る旨を表明しました。

【両協会に対して】  
本日、修正回答が提示されず不満を残す結果となった。一時金の支給条件である『長期病欠者や通勤災害の支給基準の見直し』について、具体的な前進回答が示されず不満を残す結果となった。

次回交渉 12月4日(水)  
10:00~  
各地域闘争委員会は、  
職場意見を12月3日  
(火)正午までに集約して、中央本部に文書にて報告すること。

ての従業員が期待している。低額回答によって従業員が職場を去っていくことは残念である。そうならないためにも一時金や春闘での賃上げは重要である。その原資となるべく『料金』については、今後も労使で協力して『収受』していく必要がある。